

解散総選挙で何が問われるのか?

～アメリカよりも国民に思いやりを～

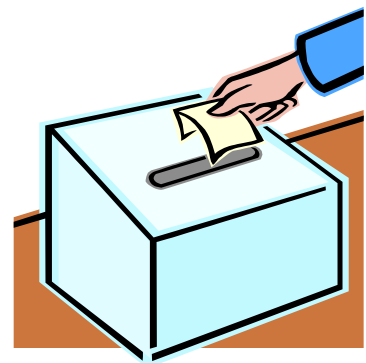
安倍・福田の2代にわたる世襲総理の政権の投げ出し、そしてこれまた世襲総理の麻生首相の手による解散総選挙の投票日は、早くも11月9日以降になるのではないかとメディアは予想しています。総選挙の争点は、自民・公明の与党がいいのか、民主党がいいのか、という「政権交代」ではないと思います。こうしている間も、世界的な金融不安や物価高、世界同時不況の様相が多く国民の暮らしや中小企業の経営に大きな影響と不安を与えています。

こんな危機の時代に「政権選択」で与野党が「政争」のみを繰り返す暇はないはず。大事なのは「この国のかたち」とそれを形成している税金の取り方をどうするのか(歳入)と、限られた歳入をどのようなものにどのくらい使っていくのか(歳出)を「マニフェスト(政党公約)」にどのように掲げ、それを実行・検証し、次のステップに繋げるかが大事です。つまり政治のPDCAサイクル(計画・実行・点検・行動)が求められています。

NHKの「日本の、これから」という番組がありますが、最近「税金」というテーマがありました。その中で、伊吹前財務大臣が、「公平や平等という言葉は受け取り方によって一人ひとり違うんだから、簡単に語るべきではない。要は、一人ひとりが平等に持っている投票権を確実に行使していただくのが民主主義の原点です。」と主張していましたが、まったくその通りです。

そこで、この総選挙というチャンスを、どの政党が一番国民に対する「思いやり」があるかを投票の判断基準としてはどうでしょうか。私は、この7年間毎年削られた社会保障費2,200億円よりも在日米軍への「思いやり」予算の方が多いことに憤りを感じています。基地内のボーリング場の経費や浴室が3つもある司令官用の住宅など、本来支出する義務のないものに税金を使うのをやめ、その分を社会保障財源にするということをマニフェストに書いた政党に投票するつもりです。

みなさんどう考えますか?



相続税の課税方式の改正について (その2)

先月号のニュースで、従来の「法定相続分課税方式」と改正後の「遺産取得課税方式」の計算方法等に触れました。今月号では「遺産取得課税方式」の特徴と問題点を見ていきましょう。

1. 「遺産取得課税方式」の特徴は？

財産を相続した人ごとに、課税財産に直接税率をかけて相続税額の計算をします

財産を多く相続する人ほど高い税率で相続税負担が大きくなります

自分が取得した財産だけで、正確な税額の計算・申告ができます

相続人の1人の申告漏れにより、他の共同相続人に追徴税額が発生することはありませんが、連帯納税義務が発生することがあります

2. 改正されることで生じる問題点は？

それでは実際、相続税の課税の仕組みが改正されることで、どのような影響が予想されるでしょうか。具体例を用いて、予測してみましょう。

相続財産が基礎控除額以下の場合でも相続税の課税が行われる...？

「遺産取得課税方式」に課税の仕組みが変わると、相続財産が現行制度における基礎控除額以下の場合でも、遺産分割しだいで相続税の負担が生ずる可能性もあります。

【具体例】

- ・ 相続人 長男、長女
- ・ 遺産総額 7,000万円 (長男が5,000万円、長女が2,000万円相続する)

	法定相続分課税方式			遺産取得課税方式	
遺産総額	7,000万円		遺産総額	7,000万円	
各人の取得金額	長男 5,000万円	長女 2,000万円	各人の取得金額	長男 5,000万円	長女 2,000万円
基礎控除額	7,000万円		基礎控除額	3,500万円	3,500万円
課税遺産額 (-)	0円		課税遺産額 (-)	1,500万円	0円
相続税額	0円	0円	相続税額	175万円	0円

相続税の基礎控除額は現行と同額とし、税率構造は現状のままと仮定

今回掲載した具体例の他にも、相続対策として養子縁組が実務上よく行われますが、この効果が全くなくなってしまうたり、小規模宅地等の特例は適用を受けた人だけの特典になってしまうたりと、様々な影響が予想されます。平成21年度税制改正の内容ですので、推測の域を脱しない部分も多々あります。新たな情報がわかりしだい、また事務所ニュース等でお知らせしていきたいと思っております。

総合会計エコプロジェクト！

日本では今、一人平均一日に1.1kgほどのごみを出しています。1年間にすると日本全体では5,120万トン、東京ドーム138杯分にもなります。このままごみが増え続けると、どうなるでしょう？今に捨てる場所がなくなる...？少しでも、ごみを減らすよう努力していきしかありませんね。



ゴミの分別・お茶は家で作るなど。また物を増やさないよう心がけています！

今回は扶養の範囲についてのお話！！



総くん合子ちゃん

社会保険講座

その6

いくらから税金がかかるのかな？



～ 所得税・健康保険の扶養範囲(住民税課税範囲)の巻 ～

総くん： 今日も一杯の掛けそばか……。すまん、合子。

合子ちゃん： あなた、明日から私も働きに出ますわ。

総くん： そうか、合子、すまない。でも、年間97万円(住民税の非課税の基準、各市町村により異なります。)までにしておいてくれよ。

合子ちゃん： なぜ？あなた。

総くん： 合子に「所得税も住民税も課税されず」、且つ、「所得税の計算上、私の扶養に入る」には、97万円が理想とされているんだよ。

一般的には、「103万円＝基礎控除38万円＋給与所得控除65万円」が一つの基準で、所得税がかからないで、且つ、私の扶養に入れる。

しかし、103万円では、住民税がかかるのさ。住民税が課税されるとなると、介護保険料や国保料も軽減措置が受けられなくなる場合がある。

働いても、税金がかかっちゃあ面白い。だから、97万円までがいいんだよ。

合子ちゃん： でも、130万円未満までなら稼げるという話も聞いた事があるけど。

総くん： それは、健康保険の扶養の基準だね。健康保険の基準は、一般的には「被扶養者と認定を受ける時点での収入を年換算して130万円未満」になれば扶養に入れる。ただ、我家は国民健康保険だから関係がないのさ。(国民健康保険の場合、扶養という制度はありません。世帯の所得をベースに料額が決まります。)さらには、「健康保険の扶養」と「所得税の扶養」とは、完全に別の制度だから、「健康保険の扶養と所得税の扶養で、別の人の扶養に入っても良い」、だから君が「健康保険では、僕らが一緒に暮らしているお父さんの扶養に入り」、「所得税の計算の時だけは、私の扶養に入る」という都合のよい事をするとならば我家の国民健康保険料はさらに下がる……。理想的だな。

合子ちゃん： あなた！！さっきから話を聞いていればいい気になって。失業中の身で、私の国保料だの住民税だのって！！このままでは生活ができないから、103万円だろうが、130万円だろうが、私は関係なく働きます。あなたも、早くハローワークに行ってください！！

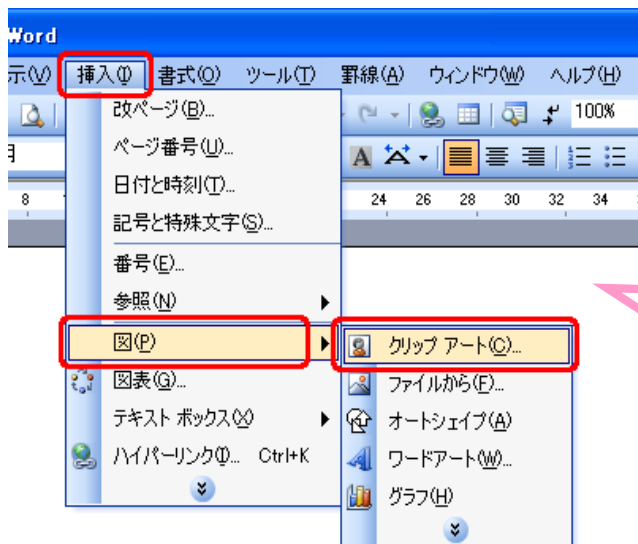
最近では、103万円や130万円という基準が、扶養親族の働き方を拘束してしまっていないか、疑問視する考え方が出てきています。夫婦が共に、自己実現を図って行ける社会を目指すには、夫婦の税金の計算方法を根本的に見直すことも必要なのかもしれません。

基礎から学ぼうWord講座

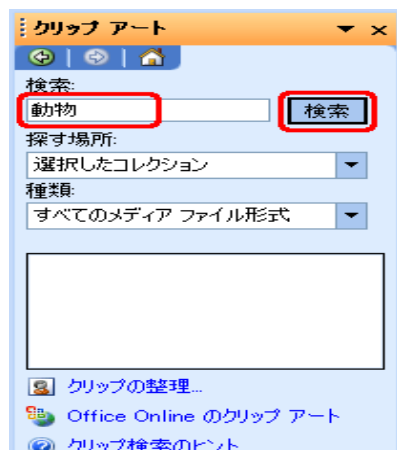
No.7

イラストを挿入する

「クリップアート」は、ソフトにあらかじめ用意されているいろいろな図(人物・動物・建物など)のサンプルのことです。文章にクリップアートを挿入して、表現豊かな文章を作成することができます。サイズの変更や、書式を設定することもできます。



クリップアートを挿入する位置にカーソルを移動します。
クリップアートの挿入をクリックします。[挿入] [図] [クリップアート] [挿入]メニューの[図] から、[クリップアート] をクリックし作業ウィンドウを表示します。



[検索] ボックスにキーワードを入力し、[検索] をクリックします。ここでは例として、動物 と入力します。



表示された図の一覧から選んだ図をクリックします。
《クリップアートの挿入》ダイアログボックス×(閉じる)をクリックします。

～完成～



選択したクリップアートが本文を避けて挿入されます。

お好みで、いろいろなイラストを使ってみましょう！